

木曾路 (二)

牧田修

三

(十)木曾寄せの人足七百三十人、伊那の助郷千七百七十人、この人數合せて二千五百人を動かすほどの大通行が、三月四日に馬籠の宿を経て江戸表へ下ることになつた。宿場を集つた馬の群だけでも百八十四匹、馬方百八十人にも上つた。

馬に騎りかへて新茶屋あたりから進んで来る尾張藩主が木曾路の山ざくらのかげに旅の身を見つけようといふ頃だ。松雲は戸から外へ出ないまでも、街道の兩側に土下座する村民の間を縫つて御先案内をうけたまはる間屋の九太夫をも、まのあたり藩主を見ることを光榮としてありがたい仕合だとささやき合つてゐるやうな宿役人仲間をも、定

紋付の社袴で、うやくしく大領主を自宅に迎へようとする本陣親子をも、あり／＼と想像で見ることが出来た。(八一―八三)

(十一)「おい。峠の牛方衆——中津川の荷物がさつぱり来ないがどうしたい。」

「俺が何を知らすか。角十の荷物を附け出すなと言つて、仲間のものから差留が来た。」

「困りものだなあ。荷物を附け出さなかつたら、お前達はどうして食ふんだ。」

尋ねるものは間屋の九太夫、答へるものは峠の牛方だ。最初、半藏にはこの事件の真相がはつきり掴めなかつた。今まで入荷出荷とも附送りを取扱つて来た中津川の間屋角

十に對抗して、牛方仲間が團結し、荷物の附け出しを拒んだことは彼にも分つた。角十の主人、角屋十兵衛が、伏見屋の金兵衛にその仲裁を頼んだことも分つた。事件の當事者なる角十と、峠の牛行司二人の間に立つて、金兵衛が調停者として起つたことも分つた。双方示談の上、牛馬共に今迄通りの出入りをするやうに、それにはよく双方の不都合を問ひたゞさうといふのが金兵衛の意思らしいことも分つた。西は新茶屋から東は櫻澤まで木曾路の荷物は馬ばかりでなく、牛の背で街道を運搬されてゐたので。

荷物送り状の書き替へ、駄賃の上刎ね——驛路時代の問屋の弊害はそんなところに潜んでゐた。その年の八月、小草山の口明けの日から三日に亙つて、金兵衛は調停を試みたが、紛争は解けさうもない。峠の組頭、平助は見るに見かねて、この紛争の中へ飛び込んで來たが、それでも埒は明きさうもなく。

「この事件は、昨日や今日に始まつたことぢやあらずか。角十のやうな問屋は斷りたい。そのことはもう四五年も前

から、下海道邊の間屋でも今渡（水陸荷物の集散地）の間屋仲間でも、荷主まで一緒になつて、みんな申し合せをしたことよなし。」

半藏はいろ／＼にしてこの牛方事件を知ることゝ努めた。彼が手に入れた「牛方より申し出の箇條」は次のやうなものであつた。

一、これまで駄賃の儀、すべて送り状は包み隠し、控へる付にて駄賃等書き込みにして、別に送り状を認め荷主方へ附送りのこと多く、右にては一同掛念止み申さず。今後は有體に、實意になし、送り状も御見せ下さるほど萬事親切に御取計ひ下さらば、一同安心致すべきこと。

一、牛方共のうち、平生心安き者は荷物もよく、又駄賃等も御最厚あり。しかるに向きに合はぬ牛方、竝に丸龜屋出入の牛方共には格別不取扱ひにて、有合せし荷物も早速には御渡しなく、願ひ奉る上ならでは附送り方に御廻し下さらず、是も御出入り牛同様に不憫を加へ、荷物も早速御出し下さるやう御取計ひありたきこと。（尤も、寄

せ荷物なき時は據なく、その節はいづれなりとも御取計ひありたし)

一、大豆賣買の場合、これを一駄四百五十文と問屋の利分を定め、その餘は駄賃として牛方共に下されたきこと。

一、送り荷の運賃、運上は一駄一分割と御定めもあることなれば、その餘を駄賃として残らず牛方共へ下さるやう今後御取極めありたきこと。

一、通し送り荷駄賃、名古屋より福島まで半分割の運上引き去り、その餘は御刎ねなく下されたきこと。

一、荷物送り出しの節、心安き牛方にては、初めて参り候牛方にては、同様に御扱ひ下され、すべて今渡の間屋同様に、依估最賈なきやう願ひたきこと。

一、すべて荷物、問屋に長く留め置き候ては、荷主催促に及び、はなはだ牛方にて迷惑難澁仕り候間、早速附送り方御取計ひ下され候やう願ひたきこと。

一、このたび組定とりきめ候上は、双方堅く相守り申すべく、萬一問屋無理非道の儀を取計ひ候はば、その節は牛

方共に於いて問屋を替へ候とも苦しからざるやう、その段御引合ひ下されたく候こと。

これは調停者の立ち場から書かれたもので、牛方仲間がこの箇條書をそつくり認めるか、どうかは、峠の牛行司でも何とも言へないとのことであつた。果して、水上村から強い抗議が出た。八月十日の夜峠の牛方仲間ものが伏見屋へ見えての話に、右の書付を一同に讀み聞かせたところ少々腑に落ちないところもあかるら、いづれ仲間共で別の案文を認めた上のことにした、それまで右の證文は二人の牛行司の手に預かつて置くといふやうなことで、またまた交渉は行き惱んだらしい。

ちやうど中津川の醫者で、半藏が舊い師匠にあたる宮川寛齋が辨田屋の病人を見に馬籠へ頼まれて來た。この寛齋からも、半藏は牛方事件の成り行きを聞くことが出來た。牛方仲間には言はせると兎角角十の取扱ひ方には依估最賈があつて、駄賃書込み等の態度は不都合もはなはだしい、このまま双方得心といふことにはどうしても行きかねる、今

一應仲間のもので相談の上、伏見屋まで挨拶しようといふ意向であるらしい。牛方仲間は従順ではあつたが、決して屈してはゐなかつた。

到頭、この紛争は八月の六日から二十五日まで續いた。長引けば長引くほど、事件は牛方の側に有利に展開した。

(一〇一—一〇六)

四

(十二) 隣宿妻籠の本陣には壽平次がこの二人を待つてゐた。壽平次を見る度に半藏の感ずることは、よくその若さで本陣庄屋間屋三役の事務を處理して行くことであつた。

壽平次の部屋には、先代からつけて來たといふ覺帳がある。諸大名宿泊の折の人数、旅籠賃から、入用の風呂何本、火鉢何個、燭臺何本といふやうなことで事こまかに記しつけてある。當時の諸大名は、各自に寢具、食器の類を携帶して、

本陣へは部屋代を拂ふといふ風であつたからで。(一二五)

(十三) 木曾十一宿はおほよそ三つに分けられて、馬籠、妻籠、三留野、野尻を下四宿といひ、須原、上松、福島を

中三宿といひ、宮の越、藪原、奈良井、鰐川を上四宿といふ。(一二六)

(十四) 色づいた霜葉は谷に満ちてゐた。季節なら、木曾川の水流を利用して山から伐り出した材木を流してゐるさかなな活動のさまがその街道から望まれる。小谷狩にはやや遅く、大川狩にはまだ早かつた。河原には堰を造る日傭の群の影もない。木鼻、木尻の作業もまだ始まつてゐない。諸役人が沿岸の警戒に出て、どうかすると、鐵砲まで持ち出して盗木流材を取締らうとするやうな時でもない。(一二七—一二八)

當時の木曾山一帯を支配するものは尾張藩で、巢山、留山、明山の區域を設け、そのうち明山のみは自由林であつても、許可なしに村民が五木を伐採することは禁じられてあつた。檜木、榎、明檜、高野槇、櫟の五種類が尾張藩の嚴重な保護のもとにあつたのだ。半藏等は、名古屋から出張してゐる諸役人の心が絶えずこの森林地帯に働いてゐることを知つてゐた。一石柵にある白木の番所から、上松の

陣屋の邊へかけて、諸役人の眼の光らない日は一日もないことを知つてゐた。

しかし、巢山、留山とは言つても、絶対に村民の立ち入ることを許されない區域は極少部分に限られてゐた。自由林は木曾山の大部分を占めてゐた。村民は五木の嚴禁を犯さないかぎり、意のままに明山を跋渉して、雜木を伐採したり薪炭の材料を集めたりすることが出来た。檜木笠、めんば（木製割籠）、お六櫛、諸種の塗物——村民がこの森林に仰いでゐる生活の資本もかなり多い。耕地も少く、農業も難澁でさうかと言つて塗物渡世の材料も手に入れがたいところでは、「御免の檜物」と稱へて、毎年千數百駄づゝの檜木を申し受けてゐる村もある。あるひは又、さういふ木材で受け取らない村村では、慶長年度の昔から谷中一般人に許された白木六千駄のかはりに、それを「御切替」と稱へて代金で尾張藩から分配されて來た。これらは皆、歴史的に縁故の深い尾張藩が木曾山保護の精神にもとづく。

(二二八—二二九)

五

(十五) 福島の關所は木曾街道中の關門と言はれて、大手橋の向うに正門を構へた山村氏の代官屋敷からは、河一つ隔てた町はづれのところにある。出女、入り鐵砲」と言つた昔は、西よりする鐵砲の輸入と、東よりする女の通行をそこで取締つた。殊に女の旅は嚴重を極めたもので髪の毛の長いものはもとより、さうでないものも尼、比丘尼、髮切、少女などゝ通行者の風俗を區別し、乳まで探つて眞偽を確かめたほどの時代だ。これは誘拐を防ぐ精神から出たことは明かであるが、一面には江戸を中心とする參勤交代の制度を語り、一面にはまた婦人の位置のいかなるものであるかを語つてゐた。通り手形を所持する普通の旅行者に取つて何の憚るところはない。それでもいよく關所にかゝるとなると、その手前から笠や頭巾を脱ぎ思はず襟を正したものであるといふ。(二三一—二三二)

(十六) 平袴に紋付の羽織で大小を腰にした菖助の後について、半藏等は關所にかゝつた。そこは西の門から東の門

まで一町程の廣さがある。一方は傾斜の急な山林に倚り、一方は木曾川の斷崖に臨んだ位置にある。山村甚兵衛代理格の奉行、加番の給人等が四人も調べ所の正面に控へて、その側には足輕が二人づゝ詰めてゐた。西に一人、東に二人の番人が更にその要害の好い門の側を堅めてゐた。半藏等は門内に敷いてある米石を踏んで行つて、先着の旅行者達が取調べの済むまで待つた。由緒のある婦人の旅かと思へて門内に駕籠を停めさせ、乗物のまゝ取調べを受けてゐるのもあつた。

半藏等はかなりの時を待つた。そのうちに

「髮長、御一人。」

と乗物の側で起る聲を聞いた。駕籠で來た婦人はいくらかの袖の下を番人の妻に握らせて、型のやうに通行を許されたのだ。半藏等の順番が來た。調べ所の壁に掛る突棒、さす又なぞのいかめしく眼につくところで、階段の下に手をついて、かねて用意して來た手形を役人達に取出して見せるだけで済んだ。(一三二—一三三)

(十七) 名主文太夫は、野半天、割羽織に、捕繩で、御領私領の入れ交つた十一ヶ村の秣場を取締つてゐるやうな人であつた。(一四〇)

六

(十八) 長いこと地方自治の一單位とも言ふべき村方の世話から、交通輸送の要路にあたる街道一切の面倒まで見て本陣、問屋、庄屋の三役を兼ねた吉左衛門と、年寄役の金兵衛とが、二人とも揃つて、木曾福島の役所宛に退役願を申し出た。(二三七)

(十九) 庄屋としては民意を代表するし、本陣問屋としては、諸街道の交通事業に参加する。(二三九)

(二十) 和宮内親王が降嫁とあつて、東山道御通行の觸れ書が到來した。宿役人一同、組頭までが福島島の役所から來た觸れ書を前に置いて、談じ合はねばならぬ時が來た。木曾街道六十九次の宿場は、道中奉行の言ふなりになつて、これほど大掛りな人馬の徴集に應ずるかどうかは頗る疑問であつた。馬は四分より一疋出す。人足は五分より一人出

す。人馬共に随分丈夫なものを出す。これは伊那地方の村民總代と木曾谷にある下四宿の宿役人との間に、取りかはされた文化年度以來の契約である。馬の四分とか人足の五分とかは、石高に應じての歩合を指して言ふことであつて、村々の人馬はその歩合によつて割當を命じられて來た。

宿驛のことを知るには、この嚴しい制度のあつたことを知らねばならない。これは宿驛常置の御傳馬以外に、人馬を補充し、繼立てを應援するために設けられたものであつた。この制度が所謂助郷だ。徳川政府の方針としては、宿驛附近にある百姓はみなこれに應ずる義務があるとしてあつた。助郷は天下の公役で、進んで御觸當に應ずべき御定ものとされてゐた。この課役を命ずるために、奉行はとくに伊那地方を見分した。そして、助郷を勤める村々の石高を合計一萬三百一十一石六斗ほどに見積り、それを各村に割當てた。例へば最も大きな村は千六十四石、最も小さな村は二十四石といふ風に、天龍川のほとりに住む百姓三十一ヶ村、後には六十五ヶ村のものは、こんな風にして彼等

の鋏を捨て、彼等の田園を離れ、伊那から木曾への通路にあたる風越山の山道を越して、御觸當ある毎にこの勞役に參加して來た。(二五五—二五七)

七

(二十一) 旅行も困難な時代であると言ひながら、參勤交代の諸大名、公用を帯びた御番衆方などの當時の通行が、いかに大袈裟のものであつたかを忘れてはならない。徵集の命令ある毎に、助郷を勤める村民は上下二組に分れ、上組は木曾の野尻と三留野の兩宿へ、下組は妻籠と馬籠の兩宿へと出、交代に朝勤め夕勤めの義務に服して來た。もし天龍川の出水などで川西の村々に差支の生じた時は、總助郷で出勤するといふ堅い取極であつた。徳川政府がこの傳馬制度を重く視た證據には、直接にこれを道中奉行所の管理下に置いたのでも分る。奉行は各助郷に證人を兼ねるものを出動させ、人馬の公用を保證するためには權威のある印鑑を造つて、それを道中宿々にも助郷加宿にも送り、紛はしいものもあらば押へて置いて早速注進せよといふほど

に苦心した。いかんせん百姓としては、御通行の多い季節がちやうど農業のいそがしい頃にあたる。彼等は従順で、よく忍耐した。中にはそれでも困窮のあまり、助郷不参の手段を執り、山抜け、谷崩れ、出水などの口實にかこつけて、この制度に對抗するやうな村々をさへ生じた。(二五七—二五八)

(二十二) ずつと以前の例によると、助郷を勤める村々は五ヶ村を平均して、人足だけでも一ヶ年の石高百石につき、十七人二分三厘三毛ほどになる。しかし、これは天保年度の渡つて來た嘉永年代からは、諸大名公役等が通行も繁く、その度に徴集されて喰餌な木曾谷を往復することであるから、自然と人馬も疲れ、病人や死亡者を生ず、繼立てにも差支へるやうな村々が出て來た。助郷人足が宿場の勤めは一日であつても、山を越して行くには前の日に村方を出て、その晩に宿場に着き、翌日勤め、繼ぎ場の遠いところへ繼ぎ送つて宿場へ歸ると、どうしてもその晩は村方へ歸りが

たい。一日の勤めに前後三日、どうかすると四日を費し、あまつさへ泊りの食物の入費も多く、折返し使はるゝ途中で小遣錢も掛り、その日に取つた人馬賃錢は、いくらも残らない。殊更遠い村方ではこの勞役に堪へ難く、間屋とも相談の上で御觸當の人馬を代錢で差し出すとなると、この夫錢がまた夥しい高に上る。村々の痛みは一通りではない。なか／＼宿驛常備の御傳馬ぐらひでは夥しい入用に不足するところから、助郷村々では人馬を多く差出し、その勤めも續かなくなつて來た。おまけに諸色は高く、農業には後れ、女や老人任せで田畠も荒れるばかり、こんなことで、どうしても百姓の立つ瀬があらう。何とかして村民の立ち行くやうに、宿方の役人達にもよく考へて見て貰はないことには、助郷總代としても一同の不平をなだめる言葉がない。今度といふ今度は、容易に請狀も出しかねるといふのが助郷側の言分である。(二六〇—二六一)